

## 「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」等に関するコメント

2011年1月25日  
(社)日本経済団体連合会  
経済基盤本部

### 1. 総論

わが国の四半期報告制度はその前身である半期報告制度をベースとして制度化された経緯を背景に、各制度と比較して過剰であったところ、今般、作成者サイドの実務負荷に最大限配慮いただいた上で、四半期報告の大幅簡素化を実現する内容の改正案を策定いただいたことに、まずは感謝申し上げる。今般の簡素化の趣旨を踏まえ、是非改正案の方向性に沿って最終化いただきたい。

なお、今般の改正によって、四半期報告の大幅簡素化が実現する見通しであるが、将来わが国が IFRS を導入した場合には、IFRS における「中間財務報告」の適用に伴い、再び四半期報告の実務負荷が増加する可能性が指摘される。今後、日本における IFRS 強制適用の判断に際しては、欧州の制度も参考に、改めて四半期報告制度のあり方の議論が必要と考える。

### 2. 開示の継続性

第1・第3四半期のキャッシュ・フロー計算書（CF）、あるいは四半期連結会計期間に係る損益計算書（PL）は、今回の改正によって、任意開示の取扱いとなる。これらの基本決算書を開示あるいは非開示とする選択を採った場合の開示の継続性の考え方につき、確認させていただきたい。

【四半期財務諸表に関する会計基準 6-2、7-2】

### 3. 比較情報の作成

来年度第1四半期から簡素化が適用されることとなるが、前年度の対応する四半期の表示をどのように取り扱うべきか、につき、明確化いただきたい。

【四半期財務諸表に関する会計基準 7】

### 4. 減価償却費、のれんの償却額の定義

CF を省略した場合に注記を求められる「減価償却費」および「のれんの償却額」の定義を確認させていただきたい。

【四半期財務諸表に関する会計基準 19（20-2）】

### 5. 結論の背景

「この提言は、」に続けて、「わが国の四半期報告制度がその前身である半期報告制度をベースとして制度化された経緯を背景に、各制度と比較して

過剰であったところ、」の文言を挿入いただきたい。

【四半期財務諸表に関する会計基準 30-6】

## 6. 金融商品に関する注記

現行の取扱いにおいては、前年度末と四半期会計期間末の貸借対照表額が著しく変動している場合において、時価情報および簿価情報とその差額の注記が求められている。一方、時価と簿価の差額に重要性がない場合の当該注記情報の重要性は高くないため、「時価及び四半期貸借対照表額との差額が重要でない場合は、注記を省略することができる」といった規定を追加すべきである。

【四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針 80（3）】

以上